

新型コロナウイルス感染症対策において ご家庭でご協力いただきたいこと

- (1) 手洗いや咳エチケット（マスクの着用）等、健康管理や感染症対策の徹底を継続してください。
- (2) 家庭での毎朝の検温及び風邪症状の確認を「健康観察票」に記入の上、子どもに持たせてください。
※発熱等の風邪の症状がみられる児童生徒等については、自宅での休養となります。（出席停止扱いとします。）
- (3) 免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけてください。
- (4) 児童生徒等の感染が判明した場合、又は児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合は、必ず学校まで連絡してください。（児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間の出席停止とします。）
- (5) 医療的ケアを要するお子様は、必要に応じて主治医や学校医との相談のうえ、登校の判断をしてください。また、特別な支援を要する幼児・児童生徒等、必要があれば学校へ相談してください。
- (6) 新型コロナウイルス感染において偏見や差別が生じないように、学校でも十分指導しますが、ご家庭でも人権面に配慮した適切な声掛けをしてください。
- (7) 規模の大小を問わず、外出の際は以下の「3つの条件が同時に重なる場」へ参加することを自粛してください。

- ① 換気の悪い密閉空間
- ② 人が密集している
- ③ 近距離での会話や発声が行われる